

御葬儀・御火葬について



さいたま市浦和斎場

はじめに

葬儀を執り行うことは、どなた様も一生のうちに何度も経験されるものではありません。そのため、大切な方との最後のお別れについては、「いつ」、「何を」、「どのように」、「執り行えばよいのか、誰もが不安に感じ、お悩みになられることと思います。

さいたま市浦和斎場では、お亡くなりになられた方の「火葬」と、葬儀を執り行うことのできる「葬祭場の貸出」を行っていますが、葬儀・火葬全般の一般的な方法について、皆様方の一助になればと、本書を作成いたしました。

本書をご一読いただき、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく、ご相談ください。

〒338-0825

さいたま市桜区大字下大久保1523番地1

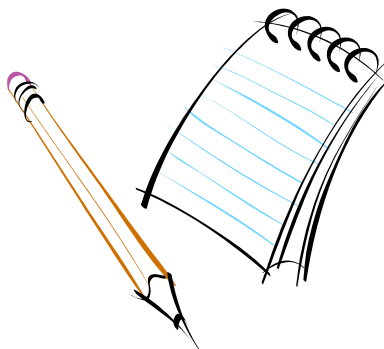
TEL 048 (855) 6246

FAX 048 (855) 6247

さいたま市浦和斎場

目次

不幸が起きてしまったら	4
ご遺体の安置	4
ご遺体の移動	4
葬儀の方法	5
宗派について	5
葬祭場	6
火葬場	6
火葬許可証	7
その他	7
火葬許可証取得までの準備（段取り）	9
さいたま市浦和斎場について	10



① 不幸が起きてしまったら

はじめに、医師から^{※1}「死亡診断書」又は^{※2}「死体検案書」を受け取ります。

これは、火葬の際に必要な、各自治体から発行される「死体火葬許可証」（埋火葬許可証）を取得する際に必要な書類です。大切に保管してください。

※1 病院等で病死された場合など一般的な死因の場合 ⇒ 死亡診断書

※2 事故、変死など警察機関が介入している場合 ⇒ 死体検案書

② ご遺体の安置

次に、諸々の事柄を決めるまでに、故人様をどこで納棺（棺に納めること）、安置するかを決めます。代表的な場所は以下のとおりです。

- (1) 病院の霊安室（亡くなられた病院などで一時的に安置が可能な場合）
- (2) 自宅（納棺後、棺が出棺できる出入口がある場合）
- (3) 公営の霊安室（使用料が低額だが数が少ないため、利用できない場合が多い）
- (4) 民営の霊安室（公営に比べ使用料が高額だが、すぐに利用できる場合が多い）

③ ご遺体の移動

安置する場所を決めたら、移動の手段を選び、棺の準備をします。

- (1) 自家用車等で搬送及び棺の調達を行う。
- (2) 葬儀社等に霊柩車等での搬送及び棺を依頼する。

上記(1)については、「死亡診断書」又は「死体検案書」を携行していれば法的に問題はありません。ただし、死後硬直（死後、筋肉が化学変化により硬直すること）等により、納棺に支障が出る恐れがあるため、納棺前の長時間に渡る搬送はお勧めできません。また、棺の大きさは、成人の場合で約2m前後になるため、搬送するための大きな車が必要となります。その他、納棺時の多くは旅支度の「衣装」や、ご遺体の損傷を防ぐための「ドライアイス」などを添えます。

上記(2)については、あらかじめ決めておいた葬儀社等があればそちらへ連絡をしますが、

心当たりがない場合には、病院の看護師等から葬儀社を紹介してもらえます。しかし、一旦関わりを持つと、その葬儀社に葬儀等の一切を依頼せざるを得ない場合があるため、後々のトラブル防止のためにも、慎重な対応が必要となります。そのためには、意思表示をはっきりさせることが大切です。

主な注意点としては、

- どこまでを依頼するのか？（例 納棺と遺体搬送のみ、又は、葬儀の一切を依頼など）
- 料金はいくらかかるのか？（見積料、搬送代、納棺費用、手続き代行料、その他など）
- 希望どおりの場所や方法で、請負ってもらえるのか？

などが挙げられます。この他、不明な点はうやむやにせず、その都度質問し回答を得るようにしましょう。

④ 葬儀の方法

次に、ご遺体の安置場所が決まったら、どのような方法で故人様とお別れを行うのかを決めなければなりません。

葬儀の方法には大きく分けると次のような形式が挙げられます。

- (1) 通夜式～告別式～火葬
- (2) 告別式～火葬
- (3) 火葬～通夜式～告別式
- (4) 火葬～告別式
- (5) 火葬

故人様とお別れは、「葬儀に誰が参列するのか?」、「かける費用はどのくらいか?」「故人様の遺言などの有無は?」など、様々な要因を考慮して決めなければなりません。また、お別れの方法については、悲しむ間もなく決めなければなりませんので、心身共に疲労が重なることと思います。このため一人で悩まず、ご家族やご友人などともご相談の上、お決めになることをお勧めします。

⑤ 宗派について

次に、葬儀の際の式師（僧侶、宮司など）・宗派を決めます。既に、お寺の「檀家」になっていたり、寺院などの墓地が決まっているのであれば、埋葬の際のトラブル防止のため、他寺院、他宗派は選ばないのが一般的です。

代表的なものは以下のとおりです。

- (1) 仏式
- (2) 神式
- (3) キリスト教
- (4) その他の宗教
- (5) 無宗教

⑥ 葬祭場

通夜式、告別式を行う場合は、場所を決める必要があります。

主な場所は以下のとおりです。

- (1) 公営の葬祭場（さいたま市では、浦和斎場、ひかり会館、思い出の里会館）
- (2) 民営の葬祭場（葬儀社、寺院などが運営する斎場等）
- (3) 寺院や教会など
- (4) 地域の集会場など
- (5) 自宅

それぞれの良い点、悪い点は、

	良い点	悪い点
公営の葬祭場	使用料が安い	会場と仏具（一部）の貸出のみ
民営の葬祭場	設備が豊富、葬儀を一括して対応	公営に比べ使用料が高い
寺院や教会など	法要・埋葬がスムーズ	冷暖房設備が無い場合が多い
地域の集会場など	地元の会葬者が来場しやすい	葬儀に使えない場合がある
自宅	故人、遺族の移動が少ない	駐車場の確保、後片付けが困難

⑦ 火葬場

葬儀の方法が決まったら、火葬場の予約をします。火葬場は、出棺する場所の近く（概ね1時間未満の移動範囲を目安に）を選ぶのが一般的です。時間については、「式」を執り行う場合にはその時間に合わせて予約をします。

例1 葬祭場：さいたま市浦和斎場

火葬場：さいたま市浦和斎場

告別式（出棺時間）：11時～12時出棺⇒12時の火葬予約

（葬祭場と火葬場が同じ敷地内にある）

例2 葬祭場：さいたま市ひかり会館

火葬場：さいたま市浦和斎場

告別式（出棺時間）：11時～12時出棺⇒12時又は13時の火葬予約

（葬祭場と火葬場が約5km離れているため、移動時間を考慮）

⑧ 火葬許可証

火葬の予約をしたら、「死亡診断書」または「死体検案書」を最寄りの区役所の区民課（休日、夜間は守衛所）に提出し、『死体火葬許可証』（4か月以上の死産児の場合は『死胎火葬許可証』）を取得します。この際、どこの火葬場で、いつの予約をしたかを伝える必要があります。

取得した『死体火葬許可証』（『死胎火葬許可証』）は火葬の際、事前に火葬場に提出します。この許可証を提出しないと、法律上（墓地、埋葬等に関する法律）、火葬が出来ないことと規定されていますので、紛失等にくれぐれもご注意ください。

⑨ その他

ここまでで基本的な準備はできましたが、葬儀（通夜式、告別式）を行う場合は、その他に色々な準備が必要となります。

- 親族など会葬者への葬儀の案内・連絡
- 故人様への死化粧
- 生花、花輪、供物
- 飲み物、仕出し注文、配膳、片付け
- 受付、受付用具
- 式師への謝礼
- 葬祭用具（祭壇、遺影、額、ローソク、線香、香炭、守り刀、木魚、鐘、仮位牌、棺覆、釘打用具、半紙、銀敷、献花用生花（玉串）、喪章、照明器具、冷暖房器具、テントなどのほか、宗派や式の形態により様々です。）
- 生花の名札、焼香、弔電読上げ等の順番決め
- 棺内のドライアイスの交換
- 副葬品
- 会葬礼状、返礼品
- 骨壺
- 看板、表飾り
- 弔辞の依頼
- 司会、式進行役

●遠方から来る親族等の宿泊所の手配

●資機材設営、撤去

●式場等の利用規約確認、打合せ、使用料納付

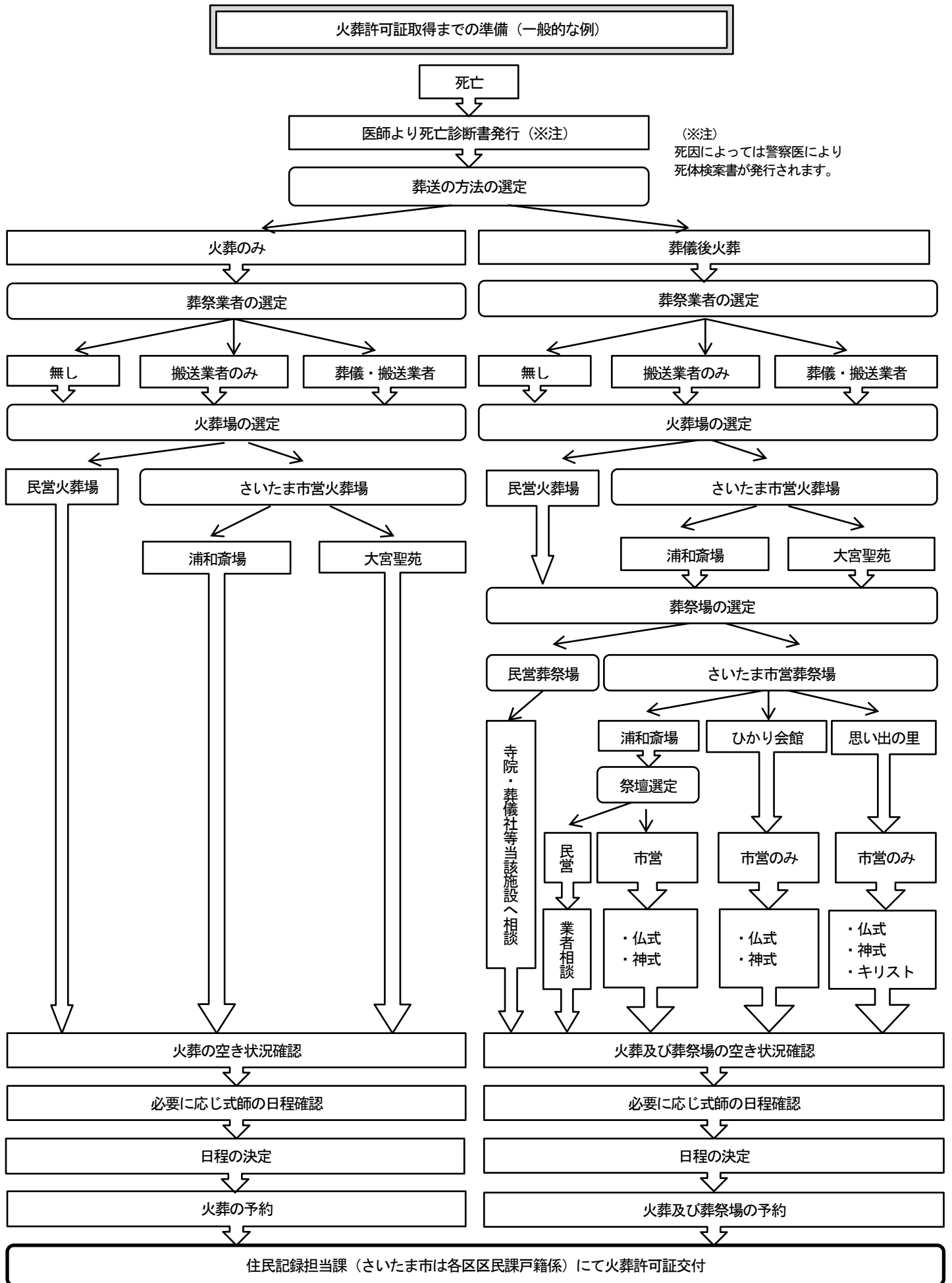
などが挙げられます。式師を依頼し、会葬者を迎えるような式の場合、限られた時間の中で、遺族や隣組だけで準備することは非常に難しく、専門の葬儀社の介入をお勧めします。

現在、さいたま市では、葬儀の施行や葬儀社の紹介は行っていません。電話帳やインターネット、折り込みチラシなどの広告で調べたり、身近に葬儀を行った経験のある方に紹介してもらうなどして選ぶのが良いでしょう。

なお、さいたま市内の多くの葬祭業者が、「さいたま市火葬場・斎場統合予約システム」の会員になっています。会員登録している葬祭業者は、火葬日を含む7日前より24時間、さいたま市営の火葬場・式場の予約を取ることができるため、未会員の葬祭業者より予約を取るのが有利となっています。（予約受付はあくまでも早い順のため、会員登録している葬祭業者が必ずしもご希望の日時を予約できるとはかぎりません。）

葬祭業者へ葬儀の施行を依頼する際は、葬儀の方法や場所などを明確に伝え、また、複数の葬儀社に見積依頼（事前に無料で見積もってもらえるか確認しましょう。）し、比較検討の上、依頼する葬儀社を決めることをお勧めします。





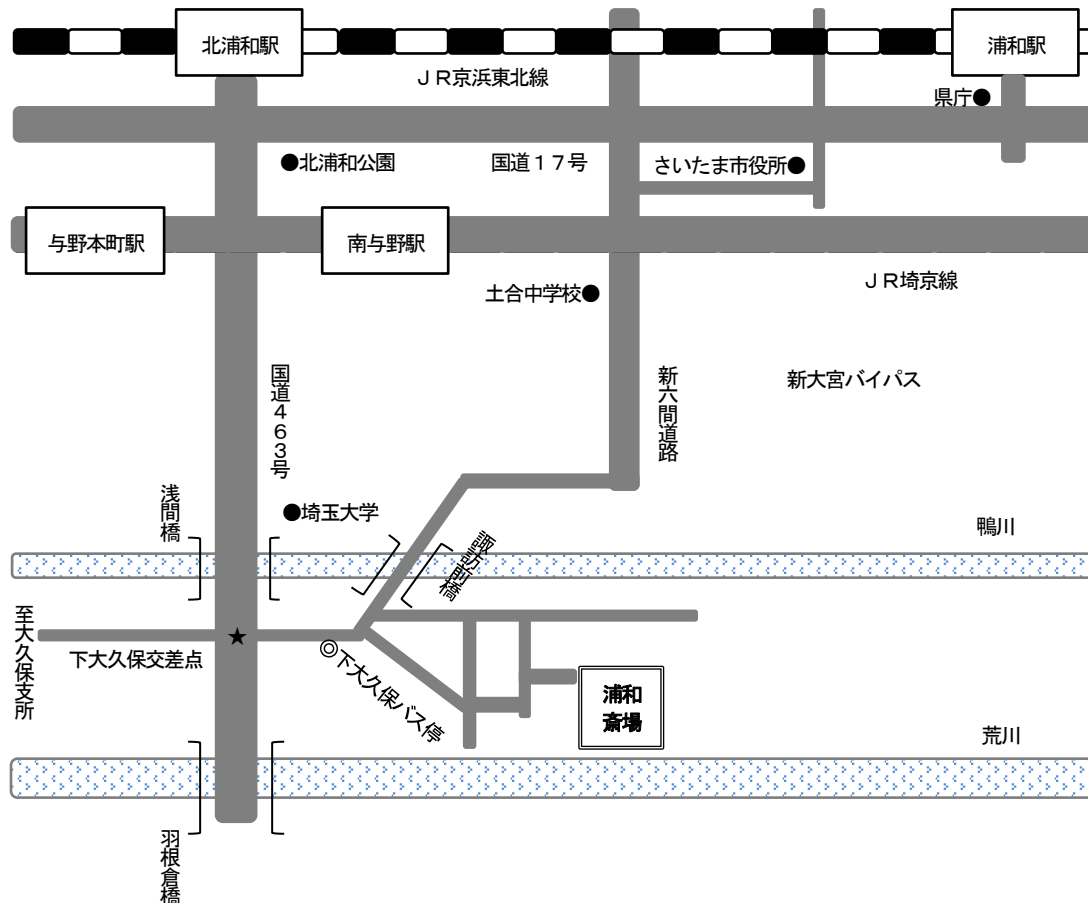
⑩ さいたま市浦和斎場について

最後に、浦和斎場が備える各施設とその内容について、ご案内いたします。

◆所在地 さいたま市桜区大字下大久保 1 5 2 3 - 1

◆連絡先 TEL : 048-855-6246
FAX : 048-855-6247

- ◆交通
- タクシーご利用の場合
 - ・北浦和駅西口より約20分、与野本町駅より約15分、南与野駅より約15分
 - 国際興業バスご利用の場合
 - ・浦和駅西口発「大久保浄水場」行きバスで「下大久保」下車、徒歩約7分
 - ・南与野駅西口発「志木駅東口」、「北朝霞駅」、「下大久保」行きバスで、「下大久保」下車、徒歩約15分
 - 自家用車ご利用の場合
高速埼玉大宮線浦和南出口より約20分



◆火葬施設

火葬炉は人体用大型火葬炉を10基、身体の一部等専用小型炉を1基備えています。
※浦和斎場では小動物（犬、猫など）専用火葬炉は備えていません。

◆待合施設

待合室は10室あります。（和室48名、洋室36名収容）収容人数を超える場合は、別途ご相談ください。

また、飲食物（酒類を含む）の持ち込みは可能ですが、持ち込んだ場合の容器等はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

◆葬祭施設

○第1葬祭場（最大100名収容）

○第2葬祭場（最大75名収容）

○第3葬祭場（最大75名収容）

※告別式の出棺は、14時までをお願いいたします。

◆売店

ジュース類、酒類、おつまみ類等を販売しています。（骨壺類も販売しています。）

◆駐車場

乗用車109台

◆火葬時間等

予約時間	9時	10時	11時	12時	1時	2時	3時
体数	3体	3体	3体	3体	3体	3体	3体
うち市民優先枠				3体	3体	3体	

◆休業日

○火葬 友引の日、1月1日～3日、その他設備点検等による臨時休業

○斎場 1月1日～3日、その他設備点検等による臨時休業

◆その他

斎場は、通夜式終了後、午後9時までにお帰り下さるようお願いいたします。また、午後9時以降、ご希望される利用者は遺族通夜室（仮眠室・1つの葬祭場に1室（4畳～6畳））をご利用いただけます。（寝具・風呂等は備え付けておりません）

浦和斎場 料金表（令和元年10月1日現在）

火葬場 使用料	区 分	単 位	市内居住者	市外居住者
	12歳以上	1体	7,000円	56,000円
	12歳未満	1体	3,500円	28,000円
	死産児	1胎	1,500円	11,000円
	改 葬	1kg	750円	6,000円
	身体の一部等	1kg	780円	6,280円
	<p>○ 市内居住者、市外居住者の区分については、12歳以上・12歳未満・改葬は死亡者の住所、死産児はその母の住所、身体の一部等は本人（本人が特定できない場合は利用者）の住所によります。</p> <p>○ 改葬の使用料の算出方法は、「単価（市内居住者 750円、市外居住者 6,000円）×重量（kg）」となります。ただし、上記の方法で算出した額が、市内居住者は7,000円、市外居住者は56,000円を超える場合は、それぞれ7,000円、56,000円を上限とします。また、重量は容器を含めた総重量で、1kg未満の端数がある場合は、これを切り上げます。</p> <p>○ 身体の一部等の使用料の算出方法は、「単価（市内居住者 780円、市外居住者 6,280円）×重量（kg）」となります。ただし、上記の方法で算出した額が、市内居住者は7,000円、市外居住者は56,000円を超える場合は、それぞれ7,000円、56,000円を上限とします。また、重量は容器を含めた総重量で、1kg未満の端数がある場合は、これを切り上げます。</p>			
待合室 使用料	区 分		市内居住者	市外居住者
	1部屋1時間あたり		1,640円	3,280円
<p>○ 利用時間を算出するにあたり、1時間に満たない部分は切り上げとなります。</p> <p>○ 利用者または死亡者のどちらかが市内であれば、市内居住者料金になります。</p>				
葬祭場 使用料	区 分		市内居住者	/
	第1葬祭場	1時間	3,660円	
	第2葬祭場			
	第3葬祭場			
	祭壇使用料	1時間	400円	
<p>○ 利用時間を算出するにあたり、1時間に満たない部分は切り上げとなります。</p>				
霊安室 使用料	区 分		市内居住者	市外居住者
	1体1日あたり		540円	1,080円
<p>○ 利用日数を算出するにあたり、1日に満たない部分は切り上げとなります。</p> <p>○ 利用者または死亡者の住所のどちらかが市内であれば、市内居住者料金になります。</p>				

※ さいたま市から生活保護費を受給している方の場合、使用料金が減免になる場合がありますので、手続き方法について事前にご相談ください。

※ 祭祀を主宰する方で、障害者手帳をお持ちの方は、火葬場使用料を除く他の使用料が減額となりますので、条件や手続き方法について事前にご相談ください。

◆浦和斎場の利用方法について

個人（民間の葬儀社を仲介しない）での施設利用の場合、浦和斎場では棺の用意や遺体の搬送、その他葬儀全般の段取りなどの業務は行っていません。このため、申し訳ございませんが、棺の用意、遺体の搬送、葬儀全般の段取りなどについては、個人でご準備いただきますようお願いいたします。

また、浦和斎場では公的機関である立場から、民間の葬儀社の斡旋等はできませんので、あらかじめご了承ください。

民間の葬儀社を介して利用される場合は、先にも述べましたが、

- ・浦和斎場を利用したい旨を明確に伝える
- ・お別れの方法（通夜式や告別式の有無、会葬者数など）を伝える
- ・どのくらいの予算が必要になるか事前に確認する

など、葬儀社と後にトラブルとならないよう詳細を確認の上、依頼してください。

◆浦和斎場におけるお別れの流れについて

<火葬のみの場合>

- ① 故人様を「棺」に納めた状態で、予約している時刻までに来場します。
- ② 「火葬許可証」を事務所受付へ提出します。
※「火葬許可証」には浦和斎場にて火葬日時を記載します。なお、「火葬許可証」が提出されませんと、法律上火葬できないこととなっていますので、くれぐれもご注意ください。
- ③ 「告別ホール」にて、最後のご焼香を行います。
- ④ 「炉前ホール」にて、故人様が何号炉にてご火葬されるのか確認していただきます。
- ⑤ ご火葬中は、「待合室」（有料）又は「待合ロビー」（無料）にてお待ちいただきます。（待合ロビーでは、御食事、飲酒はできません。）
※浦和斎場では、御食事の用意はできません。
- ⑥ ご火葬後、「収骨室」にてご遺骨を骨壺にお納めいただきます。
- ⑦ 「火葬許可証」をお返しし、終了となります。（一般的には骨壺を入れる箱の中に入れ、お返しいたします。）
※「火葬許可証」はご遺骨を墓地等に納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。

<通夜式及び告別式を行う場合>

（通夜式時）

- ① 予約時に、葬祭場の設営時刻、祭壇利用の有無、開式及び閉式時刻、通夜室（仮眠室）利用の有無などを事務所受付へお申し出いただきます。
- ② 「火葬許可証」を事務所受付へ提出します。（火葬日の提出でも可）

※「火葬許可証」には浦和斎場にて火葬日時を記載します。なお、「火葬許可証」が提出されませんと、法律上、火葬できないこととなっていますので、くれぐれもご注意ください。

③ 撤収も含め、午後9時には閉場いたしますので、それまでにお帰りいただきます。
(告別式時)

④ 開式時刻までに来場します。

⑤ 予約している火葬時刻までにご会葬者のご焼香を済ませていただきます。

⑥ 式場よりご出棺します。

⑦ 「炉前ホール」にて、故人様が何号炉にてご火葬されるのか確認していただきます。

⑧ ご火葬中は、「待合室」(有料)又は「待合ロビー」(無料)にてお待ちいただきます。
(待合ロビーでは、御食事、飲酒はできません。)

※浦和斎場では、食事の用意はできません。

⑨ ご火葬後、「収骨室」にてご遺骨を骨壺にお納めいただきます。

⑩ 「火葬許可証」をお返しし、終了となります。(一般的には骨壺を入れる箱の中に入れ、お返しいたします。)

※「火葬許可証」は御遺骨を墓地等に納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。

◆その他の注意事項について

(霊安室の予約について)

霊安室の予約は、浦和斎場で火葬されるご遺体に限り、ご利用が可能です。このため、必ず火葬予約を済ませてから霊安室の予約をするようご注意ください。なお、霊安室の予約方法は、ご遺体を預けたい日の午前8時30分から電話による受付開始となります。ご遺体は午後4時までにお預けいただき、この際に火葬許可証の写し又は死亡診断書の写しなど、ご遺体がどなた様なのか判明する書類を提出していただきます。

(棺内に入れられるものについて)

棺の中に納められる「副葬品」については、「生花類」を除き、原則禁止とさせていただきます。これは、ご遺骨への影響、有害物質の発生、火葬炉設備の故障などを防ぐため、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

また、故人様が「ペースメーカー」などの医療器具を体内に備えられていた場合には、その旨ご一報ください。

(ご遺骨について)

ご遺骨は、原則、お引取りいただきますが、やむを得ない事情(例えば風習や宗教的に使用する骨壺が小さく、全てのご遺骨が納められない等)の場合には、「遺灰処理依頼

書」に利用者にて必要事項をご記入いただき、当斎場で処理することも可能です。

ただし、後日、「やはり全ての遺骨を引き取りたい」ということには、対応できませんので、くれぐれもご注意ください。

(分骨について)

ご遺骨をご遺族で分けるため、「分骨」をご希望される場合は、「分骨証明申請書」に必要事項をご記入いただき、「分骨証明書」として発行いたします。

この「分骨証明書」は「分骨」分を墓地等に納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、この「分骨証明書」は浦和斎場の火葬担当者がご遺骨を分骨した場合に発行できる証明書ですので、例えば、ご自宅でご遺族が分骨され、証明書だけ発行してほしいというご要望には沿えません。必ず事前に電話連絡をいただきご予約の上、「火葬許可証」とご遺骨（分骨前の状態で）、分骨用の骨壺をお持ちくださいますようご注意ください。

(使用料の支払いについて)

火葬料金やその他施設使用料は、お帰りになるまで（利用時間確定後）に、事務所受付にてお支払いください。（施設使用料は1時間単位での利用となります。このため、実際の利用が30分でも1時間分の使用料をお支払いいただきますので、あらかじめご了承ください。）その他、浦和斎場内の売店にて飲み物等をお買い求めいただいた場合は、別途売店にてご精算ください。

なお、使用料等の領収証（レシート）は再発行できませんので、紛失等にご注意ください。

(「心付け」について)

浦和斎場は公営の葬祭場・火葬場です。浦和斎場に従事する者へのいわゆる「心付け」等は固くお断りします。

(施設見学について)

友引日は火葬事業の休業日のため、午前中（午後は通夜式準備等あり）は施設内をご案内することが可能です。施設見学をご希望される場合は事前にご一報ください。



最後に

葬儀・火葬全般の一般的な方法と浦和斎場についてご案内しましたが、故人様とのお別れの方法に「こうでなくてはならない」ということはありません。(※「墓地、埋葬等に関する法律」など、諸規定を除く。) 故人様を偲び、生前中のご活躍に感謝し、心を尽くしてお見送りすることが何よりのご供養かと思えます。

葬儀・火葬全般について、何かご不明なことなどございましたら、さいたま市浦和斎場までご連絡ください。



さいたま市 浦和斎場

TEL : 048-855-6246

FAX : 048-855-6247